

住宅用地等に係る負担調整措置の変更内容

住宅用地等に係る負担調整措置については、以下のとおり変更となりました。

この変更（据置特例の廃止）により、課税標準額が前年度から据え置かれていた住宅用地については、税額が上昇する場合がございます。

（平成25年度）

負担水準	課税標準額
100%以上	平成25年度評価額×住宅用地等特例率※（本則課税標準額）
90%以上 100%未満	前年度の課税標準額を据え置く
90%未満	前年度課税標準額＋平成25年度評価額×住宅用地等特例率×5% *ただし、算出値が平成25年度の評価額に住宅用地等特例率を適用した額の90%を上回る場合は90%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。



据置特例が廃止！

（平成26年度）

負担水準	課税標準額
100%以上	平成26年度評価額×住宅用地等特例率※（本則課税標準額）
100%未満	前年度課税標準額＋平成26年度評価額×住宅用地等特例率×5% *ただし、算出値が平成26年度の評価額に住宅用地等特例率を適用した額を上回る場合は評価額に住宅用地等特例率を適用した額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。

※住宅用地等特例率

区 分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅1戸当たり200㎡まで）	1／6	1／3
一般住宅用地 （住宅の床面積の10倍までで200㎡を超える部分）	1／3	2／3
市街化区域農地	1／3	2／3